

經濟論叢

第106卷 第4号

-
- 社会資本と労働力流動化財政……………池 上 惇 1
- インフレーション下の税務会計……………中 居 文 治 18
- 予算制度改革論における
「科学的管理」と「真の民主主義」……………横 田 茂 41
- 援助と「財政自主権」……………坂 井 昭 夫 64
-

昭和45年10月

京 都 大 學 經 濟 學 會

インフレーション下の税務会計

—ドイツ・インフレーション(第一次)の会計的考察(4)—

中 居 文 治

はじめに

既稿¹⁾において、第一次大戦後のインフレーション過程で、ドイツの大企業が膨大なインフレ利益(貨幣価値変動利益)を獲得したが、その分配を阻止したこと、その場合、名目資本会計における計上利益はけっして架空利益でないのみならず、商法・会計理論によって支持されてきた伝統的会計実務=秘密積立金設定方策により、公表貸借対照表上の利益はいちじるしく過小表示されていたことをあきらかにし、ついで、当時のインフレ会計理論(ことに貨幣価値変動会計理論)とその制度化(とくに商法上の)の経過を概観し、それがインフレの進行中は実践されなかったゆえんを考察した。

インフレ会計は、実践的には、会計の歪曲匡正のためにはなく、公表利益隠蔽のために、企業外への利益流出を阻止するためにのみ要求されたといつてよいが、このことは、公表会計(商法上の決算)の場合よりも、税務会計において一層顕著であった。

本稿および続稿では、大企業・財界の「架空」利益課税反対運動の動機およびそれによって展開した課税所得縮小化方策を具体的に考察する。

当時のドイツでは、膨大な債務を有する大企業と取引条件の悪化(現金買、前払金支払等)を甘受せざるをえない小企業との間に、シュマーレンバハのいう

1) 拙稿[1], インフレ利益と名目資本会計, 「経済論叢」第97巻第5号, 昭和41年5月; 拙稿[2], インフレ利益と秘密積立金, 「経済論叢」第98巻第4号, 昭和41年10月; 拙稿[3], 架空利益排除と貨幣価値変動会計, 「経済論叢」第103巻第2号, 昭和44年2月。

二つの選択は、回避不可能な問題として、つねに流動化されようとする労働者たちの前に提起されるにちがいない。労働力流動化財政の理論がこの小論では触れえなかったインフレーション政策も含めて財政学の新しい分野として考察される必要があるのではなからうか？

「架空利益をもたぬ大企業と架空利益でふくれた小企業」という格差が生じていた²⁾のであるが、当時の学界・財界（大企業）はもっぱら架空利益の存在を喧伝し、その排除を主張したのである。

架空利益排除の主張は、課税所得の算定に関して特にいちじるしかった。真の架空利益に対しても、税法は名目資本会計によって容赦なく課税をなすゆえ、架空利益課税排除の要求は、商法上の公表利益計上にさいしての架空利益の排除の場合よりも、——商法上は、秘密積立金設定が合法的であった³⁾ので、それによって架空利益の計上を阻止することが可能であった——一層強く要求されたのである。課税問題がまさに、架空利益排除の問題を、はじめて、完全に世間の注目のまとならしめたのであった⁴⁾。架空利益の排除をもとめる論者は、もちろん、架空利益課税を排除することをきわめて強く主張した⁵⁾。（公平性の原則および当時の敗戦という非常時における国民経済復興目的をかなえるためには、架空利益課税はやむをえないとする政府⁶⁾やシュトルツ⁷⁾の見解あるいは、架空利益課税はそもそも存在しないとする左翼政党⁸⁾の見解もあるが、それらは架空利益課税反対論者からはきびしく批判された。）企業数では、中小企業が圧倒的多数ゆえ、膨大な架空利益が存在したといえるが、その架空利益に悩む中小企業の声を代弁するかにみせかけて、架空利益をもたぬ大企業とそれを代弁する学界が公表利益

2) 拙稿[1]、[3]。

3) 拙稿[2]。

4) Walb, E., *Das Problem der Scheingewinne*, 1921, S. 26.

5) Schmalenbach, E., *Die steuerliche Behandlung der Scheingewinne*, in: Schmalenbach-Prion, *Zwei Vorträge über Scheingewinne*, 1922; Schmidt, F., *Die organische Bilanz im Rahmen der Wirtschaft*, 2. Aufl., 1922; Derselbe, *Der Wiederbeschaffungspreis des Umsatztages in Kalkulation und Volkswirt*, 1923; Haußmann, F., *Der Einfluß der Geldentwertung auf die steuerliche Bewertung*, in: Haußmann-Höpker-Rosendorff, *Die steuerliche Bewertung des Vermögens*, 1922 (以下 Haußmann [1] と略す); Derselbe, *Wandlungen des Steuerrechts im Zeichen der Geldentwertung*, 1923 (以下 Haußmann [2] と略す); Evers, R., *Kommentar zum Körperschaftssteuergesetz*, 1923; usw.

6) Schmalenbach, a. a. O., S. 52.

7) Strutz, G., *Geldentwertung und Steuerrecht*, in: Schmidt-Fischer-Strutz, *Geldentwertung und Unternehmung*, 1923, S. 67. 彼の場合、国民全体が犠牲をばらうべきとして、架空利益課税をやむをえないものとするが、それを補完するものとして、8時間労働制廃止を強力に主張していることに注目を要する。

8) Schmalenbach, a. a. O., S. 46.

の隠蔽のために、架空利益の排除を主張したと云ってよいが、このことは、架空利益課税問題の場合にも、きわめて明白であった。架空利益課税反対の主張は、形式的には、全企業に適用可能な架空利益課税排除方策の探究を標榜しながら、実質的には架空利益をもたぬ大企業にのみ適用可能な実質利益隠蔽方策を執拗に追求していったのである。税制の「改正」——大企業にとってより有利な税制——は、「8時間労働の廃止」「社会化法の廃止」の要求とともに、1923年におけるドイツ産業連盟（大コンツェルンおよびコンツェルン政策の代弁者——原注）の政府に対する三項目要求の一つであった⁹⁾。

I 架空利益課税排除要求の動機

1. a. 税法における名目資本会計の固持

インフレの進行過程においても、税法は、金マルクと現在の紙幣マルクが等しいとの基本思考にたち¹⁰⁾、名目資本会計にもとづく課税所得計算を固持した。1920年7月20日のライヒ財務裁判所の判決¹¹⁾にみられるように、税務当局は、インフレの初期には、まだ、課税所得計算に貨幣価値下落を考慮せず、期首在高の評価増、期末在高の評価減をいずれも拒否した。このことは、貨幣価値変動会計を、前進法（紙幣マルク計算）と遡及法（金マルク計算）をとともに拒否したことを意味した。前進法（紙幣マルク計算）は、形式的には、在高の評価増（評価引上げ）をおこなうが、これが、商法・税法の低価主義に反するものとして拒否されたのであり、また遡及法（金マルク計算）は、税法の秘密積立金設定の原則的否認の見地から拒否されたのであって、もともと貨幣価値変動会計なる別個の計算体系は、税法上、容易には考慮さえされなかったといえよう。税法の名目資本会計の固持は、一般経済計算（取引）が、名目計算（マルク＝マルクの原則）でおこなわれている限り、継続した（この場合、名目資本会計からの離脱は、商法第40条の「貸借対照表は、ドイツ国貨幣本位で表示さるべし」との原則に反するも

9) Duschnitsky, S., *Das Konzern-Problem unter Berücksichtigung der Schwerindustriellen Wirtschaft im Nachkriegs-Deutschland*, 1927, S. 204.

10) Schmidt, *Wiederbeschaffungspreis*, S. 163.

のと考えられた¹¹⁾のであって、貨幣価値変動会計の税法への導入は、インフレの進行中ついにおこなわれなかった。(租税の金マルクによる納付は、インフレの末期、1923年10月になってようやくおこなわれた。)

インフレ下における名目資本会計の固持は、会計数値の歪曲をもたらすだけでなく、現実には、架空利益課税をもたらしうるので、税法のこの原則固持に対して非難が生じたのも、一応、もっともであった。(他方、この原則の下では架空損失=実質利益は課税を免れることに留意しなければならない。)

1. b. 秘密積立金設定の原則的禁止

税法上、秘密積立金の設定は、従来、原則的には認められていなかった。1906年のプロイセン所得税法は(他の州 Land の所得税法も同様)、資産評価について、独自の規定をもたず、第13条の商事貸借対照表の税務貸借対照表に対する基準性の原則にもとづき、商法上の評価規定が準用された。すなわち個人商人・人的会社の場合には、商法第40条にいう「財産目録および貸借対照表の作成のとき、これらに附すべき価額」によって評価されたが、これは税法上は、一般価額 (gemeiner Wert) とよばれ、一般に売却価額 (時価) を意味するものと解釈された(なお、再取得時価あるいは取得原価と解釈する判例もある。たとえば、1919年4月15日のプロイセン上級行政裁判所判決は、継続的企業については、それを取得原価と解釈している¹²⁾)。株式会社等については、商法第261条が適用されたが、秘密積立金設定の税法上の原則的禁止¹³⁾とあいまって、固定資産には原価主義、棚卸資産には低価主義が適用された。課税の公平性の観点、国庫収入確保の観点からは、税法上、秘密積立金設定が原則的に禁止されるのは当然で、合法的な秘密積立金の設定は、実現主義、低価主義の適用で自動的になされるものに限定されたと思われる。プロイセン上級行政裁判例¹⁴⁾(年月日不明)にも、

11) Meiswinkel, F., *Geldentwertung in Bilanz und Steuer*, 1923, S. 41 (Schmidt, Helmut, *Die Bedeutung der Kapitalerhaltungstheorien für die Steuerbilanz*, diss., 1957, S. 42.)

12) Strutz, a. a. O., S. 58.

13) Barth, K., *Die Entwicklung des deutschen Bilanzrechts*, Bd. II, 1, 1955, S. 224; Passow, R., *Die Bilanzen der privaten und öffentlichen Unternehmungen*, 3. Aufl., Bd. II, 1923, S. 78.

14) Barth, a. a. O., S. 225.

秘密積立金の禁止（通小評価の禁止）を明言するものがみられる。

しかし、明文による秘密積立金設定の禁止の規定が税法条文になかった（資産評価についても上述のように独自の規定がない）ので、秘密積立金が設定されている場合、それが課税されるかどうかは、税務行政の場で判断された。過大償却の税法上の取扱いは、各州（Land）によってそれぞれ多様で異っていたし、また同一州内でも、厳しい場合もあり緩かな場合もあり、また担当税務官吏によってもまちまちであったが、多くの場合、異議を唱えられることは少なかった¹⁵⁾。プロイセンでは、取替固定資産の即時償却こそ許されなかったが、減価償却は異常なもの（これを判断するのは税務官吏であろう——引用者）以外はすべてそのまま認められた¹⁶⁾。このことを端的に示すものとして、「機械を15%償却するか、10%償却するかはあまり問題とならない。すくなくとも、私の在職中は、査定当局への指令（Instruktion）を通じて、良識ある方法で処置するように指示したい¹⁷⁾というミケル蔵相の1891年の議会における答弁、あるいは、1919年のライヒ租税基本法の国会審議における政府代表の「価額決定が主観的見積りにもとづく場合、納税者に自由裁量の余地を与えるべきである¹⁸⁾との発言がある。このようにして、1920年のライヒ所得税法に税法独自の評価規定が示されるまで、原価以下評価（秘密積立金の設定）は完全におこなわれた¹⁹⁾のであり、1914/15年度の議会の答弁で、大蔵次官（Staatssekretär des Reichsschatzamt）がのべたように、「秘密積立金については、法的に確たる基準がなかったので、従来、秘密積立金に課税せんとする試みはすべて挫折した²⁰⁾」のであって、一般的にみて、税法上も、秘密積立金設定は事実上、おこなわれてきたとみることができるとができる。

15) Passow, a. a. O., Bd I, 1921, S. 229.

16) Barth, a. a. O., S. 220.

17) *Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Hauses der Abgeordneten*, 3. Session 1890/91, Bd. 2, S. 862 (Barth, a. a. O., S. 203.)

18) Lion, M., *Das Bilanzsteuerrecht*, 1922, S. 129.

19) Barth, a. a. O., S. 219.

20) Reichstagsdrucksache, 13. Leg.-Per., II. Sess. 1914/15, Nr. 175, S. 4 (Passow, a. a. O., Bd. I, S. 240.)

しかし、財政当局の秘密積立金への課税の試みは原則的にはたえずなされてきたと考えられ、戦争中、戦後の財政逼迫の中でその試みはより切実なものとなってきた。戦時中、大蔵次官は、上述の答弁において、「秘密積立金に課税するという原則は、確たる基準を形成しえないとしても、少なくとも会社に対しては確立したい。任意の償却がなしうるとはみるべきでなく、租税は商法上の利益 (Bilanzgewinn) にもとづいてのみ算定されるとはみるべきでない」²¹⁾とのべて、秘密積立金への課税の意向を表明したが、軍需産業については特別の配慮が必要ということで、戦時中は、秘密積立金の課税の試みは実際には進展しなかった。しかし、敗戦後は、極度な財政逼迫の下で、1920年ライヒ所得税法における純財産増加税の一般的採用 (会社をはじめ記帳義務者には、従来より、源泉説でなく、純財産増加説にもとづく所得概念が適用されていた) にもみられるように、課税強化の方針がうちだされた。それにそって、前述のプロイセンにおける自由な償却の承認にみられるような企業にとって有利すぎる「原則」は破棄された²²⁾。資産評価についても、1920年の所得税法は、商法とは別個の評価原則をはじめて規定し、はっきりと過小評価 (秘密積立金の設定) を否定した。すなわち、法第32条第2項の「製品・商品・貯蔵品・可動性固定資産の価値としては、一般価額を附すべきである。取得価額・製作価額が一般価額より低いときは、一般価額にかえてこの価額を附することができる」の規定により、資産評価の一般原則は、一般価額 (時価と解釈される) を基準とし、原価がより低いときは、原価による評価が許容されることになったが、これは、商法の時価最高限主義、原価最高限主義と異なり、秘密積立金設定をみとめないものである。基準性の原則の適用 (所得税法第33条後段および法人税法第9条) により、株式会社等については商法第261条の評価規定 (固定資産については、原価最高限主義、棚卸資産については低価最高限主義) が適用されるとはいえ、この場合も、商法条文がそのまま税法上認められるのでなく、この一般原則に反しない限りでの

21) *Edenda.*

22) *Barth, a. a. O., S. 220.*

適用となるので、秘密積立金設定は、明瞭に否定されることとなったのである。

このような税法上の秘密積立金設定禁止は、商慣行と対立するもので、財界が課税所得縮小のために、「架空」利益課税の排除を要求する一つの動機となった。

1. c. 制度上の増税

第一次世界大戦中から戦後にかけて、租税制度の上では相当の増税がおこなわれた。

ドイツ政府は戦争勃発当初は、大戦の戦費が結局被征服敵国によって支払われるという必勝の確信をもって、戦費調達をもっぱら公債発行によっておこない、租税にたよることをしなかった。すなわち、その調達方法は、まず流動公債（大蔵省証券）を発行して一時的借入金をおこない、その後しばらくしてこの流動公債を、定期的に確定公債（戦時公債）に借換えるという仕組みであった。

（大蔵次官ヘルフェリヒは、1915年8月30日、国会で「やむをえぬ必要が生じないかぎり、戦時中、国民が蒙っている困苦を租税によってさらに加重することは望まない」とのべ、さらに数日後には、戦時利得税創設をもとめる声に対して、まだその時期ではないとして、それを拒否した²³⁾。）

しかし1916年より未償還大蔵省証券が戦時公債発行額をうわまわるにいたり、そしてまたインフレの懸念と一般会計の赤字増加の予想がなされるにいたり、租税政策は非増税主義から転換することになった。政府は、戦費調達を公債政策にのみ依存することなく、租税政策を加味することにして、1916年より増税をおこなった。（ただし、その後の経済過程が示すように、増税は形だけにすぎず、戦費はもっぱら公債発行ひいては紙幣増発によって調達されたことに留意しなければならない。プリオンによれば戦時利得税は戦費総額1100億マルクのうち20億マルクをカバーしたにすぎない²⁴⁾。）

法人企業に対してなされた増税の措置を以下にみていく。²⁵⁾ まず、1916年6

23) Schacht, H., *Die Stabilisierung der Mark*, 1927, S. 6.

24) Prion, W., *Inflation und Geldentwertung*, 1919, S. 41.

月21日に戦時税 (Reichskriegssteuer) の創設により、戦前における事業年度の平均利益と戦時における事業年度 (1914年8月をふくむ事業年度に連続する3事業年度) の利益との差額に対し、10~50%の税が課せられた。(この準備段階として1915年12月24日、戦時利得課税準備法が制定されている。)翌年には、上記戦時税の徴収がまだおこなわれぬときに、その税額に20%の附加税を課すところの戦時利得附加税の創設が提案され、4月9日に成立し施行された。(1917年度に徴収された戦時税額は、個人法人その他をあわせて4073.5百万マルク、附加税額は814.7百万マルクにのぼった。同年度の租税は関税をふくめて総額7274百万マルクである。)さらに翌年には、1918年度戦時特別税法 (1918年7月26日成立) の下に法人超過利得税が課せられた。これは、平時利益を超える第四戦時事業年度 (1917年8月をふくむ事業年度) の利益に対し、30~60%の税が課せられるものであった。

1918年11月の敗戦により、1919年度にはもはや直接戦費の調達は不要であったが、財政はなお戦時財政の継続であり、復員・旧陸海軍事務清算に要する経費、平和条約履行に要する経費等に多額の特別予算が計上され、また経常予算すら歳出が歳入をはるかにうわまわるものと予想された。ここにおいて1919年度に対しても増税がおこなわれ、1919年度戦時特別税法 (1919年9月10日成立) の下に、前年同様、法人超過利得税が課せられた。これは平時利益と第五戦時事業年度 (第四戦時事業年度につづく事業年度) の利益との差額に40~80%の税が課せられるものであった。さらに、直接、利益を課税対象とするものではないが、結果的に利益 (当期純利益のほか積立金をふくむ) に課せられる臨時税として1919年12月31日、非常財産税 (Reichsnotopfer) が創設された (エルツベルガーの税制改革の一環)。これは、法人については1919年12月31日現在に所有する動産・不動産から債務・資本金・公益または従業員福利のための積立金を控除した額に10%の税を課すものであった。

1920年にはエルツベルガーの税制改革により租税の中央集権制が確立すると

25) 本稿に引用する所得税法等 (判例をのぞく) については Reichsgesetzblatt を参照したが、個々に引用注は附さない。

ともに増税もこれまでのような臨時的な措置にかわって、恒常的な制度の中でおこなわれることになった。所得税は、州 (Land) 税から国 (Reich) 税にうつされると同時に、最高税率が従来、大体において5%であったのに対し、10~60%の累進税率が適用された(1920年3月29日法)。また法人所得については、従来、所得税の中で個人に対すると同様に扱われたが、この改革により国税として法人税が新設された(1920年3月30日法)。その税率は10%を原則とし、さらに配当が資本金の3%を超える場合には、配当額に対し2~10%の附加税が課せられた。さらに1922年4月8日の法改正により、法人税は20%に引上げられた²⁶⁾。

このように制度的に増税策がとられたにもかかわらず、第1表にみられるように、租税収入の総歳入に占める比率は、流動公債に比べて低く、しかも、インフレの昂進とともにその比重は低下したのであり、また第1表、第2表にみられるように、租税収入に占める所得税の比率もかなり低いものであるが、さらに、1920年より新設された法人税は、所得税に比していちじるしく比重が小さく、しかも、インフレ昂進期に法人税の所得税に対する比率をほとんどる

第1表 インフレ期のドイツ国の歳入

(単位 百万金マルク。生計費指数による換算)

会計年度	歳入合計 a	租 税 b	流動公債	その他	租税のうち 所得税 ¹⁾ c	租税のうち 非常財 産税	b/a (%)	c/b (%)
1920	11,265.6	4,090.8	7,041.9	132.9	862.2	817.9	36.3	21.1
1921	11,963.6	5,235.7	6,627.4	100.5	1,544.3	653.7	43.8	29.5
1922	9,965.0	3,529.1	6,384.5	51.4	1,214.6	49.4	35.4	34.4
1923 ²⁾	13,513.2	1,496.1	11,836.5	180.6	435.5	0.4	11.1	29.1

(注) 1) 原資料の租税収入の区分項目に法人税の項がないが、所得税中にくまられるかどうか不明。

2) 4月~12月の9ヶ月間のみ。なお *Wirtschaft und Statistik*, 1924, S. 276 によれば、貨幣価値安定後の1924年1~3月をふくむ1923会計年度については、a. 15,104.8, b. 2,912.5で、b/a は19.3となる。

Deutschlands Wirtschaft, Wahrung und Finanzen; Im Auftrage der Reichsregierung den von der Reparationskommission eingesetzten Sachverständigen ausschüssen Übergeben, 1924, SS. 30, 34 より作成。

26) 当時の税法については、野津高次郎「独逸税制発達史」昭和23年、に詳述されている。

第2表 1920～24年のドイツ国租税収入

(単位 百万紙幣マルク)

会計年度	1920	1921	1922 ¹⁾	1923 ²⁾	1924
所得税	10,241.0	27,715.6	350,000	450,000	2,210.6
法人税	11.9	1,565.2	5,000	7,000	313.8
非常財産税	9,907.9	831.1	4,000	60,000 ²⁾	499.0 ²⁾
戦時税 (非反覆的租税)	5,648.1	5,356.3	—	—	78.8
関税・消費税	11,157.2	21,215.6	297,587	3,439,026	1,546.7
その他	10,029.5	21,516.4	256,968	1,100,900	2,662.8
租税合計	46,995.6	80,200.2	912,555	5,056,926	7,311.7

1) 予算。

2) 財産税および附加税。

Statistisches Jahrbuch für das Deutsches Reich, 1923, SS. 351/2; 1924/25, S. 352.

にたらぬものとし、企業課税はほとんどおこなわれぬにひとしいことを示すような1922年、1923年の予算からもあきらかなように、制度的な増税は、大企業には及んでいないのであったが、それにもかかわらず、大企業はより一層の利益隠蔽(課税軽減)を志向してさまざまな課税所得減少措置の承認を税務当局へ執拗に求めたのである。

1. d. 従来の秘密積立金設定方策の限界

以上のような3つの動機のほか、「架空」利益課税反対運動を一層はげしくしたのは、インフレ下での名目資本会計適用の下では、企業の秘密積立金設定方策に限界があるという事実であろう。架空利益は名目利益と実質利益(貨幣価値変動会計による利益)との差であるが、これは前進法を想定する場合、

(費用の計上不足 - 収益の計上不足) (〒) 貨幣価値変動益 (損)

として算定される²⁷⁾。この架空利益は、資産の過小評価・費用の過大計上による秘密積立金の設定によって、相殺することが可能である。また、膨大な債務者利益を獲得し、架空利益を有しない大企業の場合は、秘密積立金の設定によって、より一層、利益を隠蔽することができた。しかし、当時の秘密積立金の

27) 拙稿[1], [3]。

設定は、もっぱら、資産の過小評価による費用の過大計上、ことに固定資産の過大償却（典型として1マルク勘定の設定）によっておこなわれたので、最大限、取得原価を早期に費用化できるとどまり、取得原価の枠をこえて、それ以上に費用を計上することはできなかった。すなわち、貨幣価値下落に対応して紙幣マルクによる現在価値に費用を再評価することはできなかった。（このためには、名目資本会計を離脱して、貨幣価値変動会計等を適用しなければならない。）収益額は、ほぼその時の貨幣価値水準で自動的に計上されるため、インフレの進行につれて、次第に名目額が増大するのにひきかえ、減価償却額は取得時の名目価額を基礎として算定されるため、主として過大償却による従来の秘密積立金設定方法では、貨幣価値安定時に名目資本会計の下で企業がおこないえただけの利益隠蔽は不可能になったと思われる。これに対処するには、たんに税法における秘密積立金設定禁止を打破するだけにとどまらず、従来とは別の形での秘密積立金設定方策がもとめられねばならなかった。

II 税法の貨幣価値下落への対処

貨幣価値下落の会計（課税所得算定）におよぼす影響について、従来、税法は、これを考慮せず、名目資本会計を適用してきたが、インフレの進行につれて、これが無視できぬまでに事態が進展した²⁸⁾。企業側からは、架空利益に課税がなされて固定資産の取替が不可能になるなどとして架空利益課税に反対が叫ばれ、税務当局側からは、企業所得（申告所得）については、獲得の時期と納税の時期の間に相当の期間が介在し、貨幣価値下落にもかかわらず納税が紙幣マルクによって名目額でおこなわれたことにより、実質的に租税収入が減少することが問題となった。

税務当局は租税確保の試みとして、前出のごとく増税政策をとるほか、配当に対する源泉課税²⁹⁾（勤労所得等についても、もちろん源泉課税がおこなわれた）、租税の前納制³⁰⁾、税率を固定税率でなく特別法によってその都度変更すること

28) Strutz, a. a. O., S. 52.

(1923年3月20日の税法における貨幣価値下落に対する対応規定 Goldentwertungsgesetzによる)などの措置をとったが、名目資本会計という租税計算体系にはまったく手を触れなかったののでいずれの試みも、急激なインフレの進行の前には何ら効果をもたらさなかったのである。インフレ過程中、貨幣価値変動会計(金マルク会計)はついに税法上適用されることなく、税法上、金マルク計算は、租税支払に関してのみ、しかもインフレも末期の1923年10月によりやく導入されたにすぎなかった。これは、1923年9月1日以降に発生した租税債務については、金マルクで納付すること(納付日における金マルク換算率によって算定した額を紙幣マルクで納付すること)を定めたものであった。

このように、税法上、貨幣価値変動会計が導入されなかったため、諸々の租税確保策も効を奏せず、実質的に減免税がおこなわれたことになったのであるが(架空利益が課税所得計算上排除されていない場合でさえも、決算日と租税納付日とのタイムラグにより、貨幣価値下落のテンポがいちじるしいときは、架空利益に課税されるどころか、減免税となりうるケースも多かった)、企業は、これに満足せず、より一層の利益留保(隠蔽)をもとめて、税務当局へ「架空」利益課税排除のための措置をとるよう強く要求したのであった。

貨幣価値下落によって生じた架空利益を課税計算上排除するには、インフレの下で名目資本会計をとることによって生じた計算の歪曲を是正しなければならず、そのためには、名目資本会計のかわりに貨幣価値変動会計が課税所得算定に適用されねばならない。かくして、貨幣価値変動会計を税法に導入すべしとの提案が、シュマーレンバハなど³⁰⁾によってなされた。

しかし、企業のもとめたのは、けっして、計算の正確化、貨幣価値変動会計の税法への導入ではなかった。財界＝ドイツ産業連盟は、1922年にシュマーレンバハの提唱した貨幣価値変動会計の法制化を徹底的に拒否したが、そのさい、

29), 30) 拙稿[2]。

31) Mügel, „Gesetzliche Maßnahmen aus Anlaß der Geldentwertung, Die Goldmark als Rechnungswert“, *Juristische Wochenschrift*, 1921 (Haußmann [2], S. 58.); Schmalenbach, a. a. O.; Haenlein, E., *Der Einfluß der Geldentwertung auf die Besteuerung und den Steuerertrag im Deutschen Reich*, 1923 (Schmidt, Helmut, a. a. O., S. 46.)

換算尺度決定の困難など技術的難点のほか、未実現利益課税が懸念されること、現租税制度体系の崩壊が懸念されることを拒否の理由としており、商法上のみならず、税法への貨幣価値変動会計の導入に強硬に反対したのである³²⁾。貨幣価値変動会計の法制化に対する財界の反対理由は、実体資本会計＝費用時価計算についても同様にあてはまるはずであるが、後者については、体系的にでなかったにせよ、同じドイツ産業連盟が積極的に支持を表明しているのであるから、財界が、企業にとって有利な会計方法を、その論理の正当性を問うことなく追求したことは明白であった。財界＝大企業は、計算の正確化を求めたのではなく、インフレの進行とともに膨大になっていく真の企業利益をより一層企業内に留保するために、より一層の利益隠蔽策を追求したのである。この場合、貨幣価値変動会計が忌避されただけでなく、実体維持会計＝費用時価計算も、提唱者のシュミット、ゲルトマッハーは積極的に主張したと思われるが、現行租税計算体系に反するゆえ、その早期承認のえられぬことを見越してか(あるいは、シュミット理論のように、秘密積立金の存在を許さぬ理論体系が、企業実務とかみあわぬことも想像しうる)全面的・体系的な承認要求はそれほど強かったとは思われず、もっぱら、財界＝大企業は税務当局に対して、非論理的・政策的・恣意的な措置の承認を要求したのである。税務当局も、租税計算体系の変更というような根本的問題に触れることを避け、体系的でなく、場あたりの措置をとったが(立法当局は、将来価値が改善されることを想定した³³⁾、これは結果的に、財界の要求に合致するものとなったのである。税法は、貨幣価値変動の影響除去に、根本的な解決策をとらなかったが、「経済安定〔インフレ収束〕なしには、税法問題は解決されない」ゆえ、当面は、個別的な措置で満足せねばならぬとの見解³⁴⁾にみられるように、それはやむをえないものとして肯定された。しかし、それは、企業にとっては、「やむをえない」どころか、計算原則の体系的変更

32) 拙稿〔3〕。

33) Buxbaum, R., *Die Anlagenwerte in der Bilanz bei schwakender Wahrung*, 1922, S. 119.

34) Hauffmann [1], SS. 59/60; Hauffmann [2], S. 15.

よりもはるかに有利な結果をもたらしたのである。

財界＝大企業は、貨幣価値変動会計を適用しないで、貨幣価値変動損益を顕現させない（ことに大企業の有する膨大な債務者利益は顕現せず隠蔽される）ままで、計上費用を拡大化する方策をもっぱら追求したのである。そして、名目資本会計の枠をはずさぬゆえ、現行租税計算に違反しないとの前提の下で、さまざまな秘密積立金設定方法が「論理」づけられ、税法上、承認をえたのであった。その場合、秘密積立金の設定が、税法上の承認をえるには、「合理的な論拠づけ」を必要としたのである。秘密積立金の設定は、従来、資産の過小評価（ことに過大償却）によってもっぱらなされてきたのであって、当時、その税法上の承認が要求された（当時、納税者の異議の90%は評価減 *Abschreibung* に関するものであった³⁵⁾）のはもちろんであった。しかし、インフレ期には、名目資本会計による限り、利益隠蔽方策は、それだけでは企業にとって不十分なものとされ、あらたに引当金（無税準備金）方式による秘密積立金設定の承認が税法に対して要求された。財産評価とまったくきりはなされた引当金の設定はまだ認められなかった³⁶⁾が、インフレ期に、秘密積立金設定方策が多様化し、従来よりも「進んだ」のである。

以下、税法上の費用計上拡大化方策＝秘密積立金設定方策のインフレ期における展開を次の順序で考察する。

- 1 継続的一般価額 (*dauernder gemeiner Wert*) への評価減 (本稿)
- 2 企業全体評価減 (*Gesamtabschreibung*) (以下統稿)
- 3 固定資産取替引当金 (*Erneuerungsfonds*)
- 4 その他

III 継続的一般価額への評価減

35) Rosendorff, R., *Steuerliche Bilanzfragen*, 1922, S. 8.

36) 戦時中にすでに戦時損失準備金（無税）を否認する判例があるが詳細は不明である。 (cf. *ebenda*, S. 11.)

3. a. 戦時中の過大価額評価減 (Überteuierungsabschreibung)

評価減による秘密積立金設定の税法上の承認の要求は、戦時中は、物価統制等によりインフレはそれほど顕在化しなかったため、インフレへの対処というよりも、もっぱら一般的な資産過小評価(ことに過大償却)の承認をもとめて、軍需産業を中心としてなされた。1916年のはじめに、ドイツ機械製作者連盟は、その覚書「戦時における機械設備の減価償却について」を公表し、戦時の取得価額は高すぎるとして即時償却(過大償却)の承認を求めた³⁷⁾。このような要請に対して、税務判例は、要請の観点をきわめて広汎に考慮し、異常に高い償却を許容したのであった³⁸⁾。

その場合、1917年9月17日付、10月16日付など多くのプロイセン上級行政裁判所の判例にみられるように、終戦にさいして、経営の軍需から民需へ転換が必然的となり、そのさい多くの軍需資産のいちじるしい価値減少が確実に予想されることを考慮すべきであるとして、これらの資産を非課税で評価減することが許容された³⁹⁾。また、1917年9月21日のプロイセン上級行政裁判所判決は、将来の価値減少が予想される場合は、不確実な場合であっても評価減 *Abschreibung* をなしうる⁴⁰⁾として、評価減を軍需資産に限らず、一般的に許容した。さらにさかのぼれば1915年12月20日にすでにプロイセン上級行政裁判所判決は、営業譲受のさい、資産譲受価額が実際価額を上まわっている場合、商法規定にしたがって、それを実際価額に引下げるべきとした⁴¹⁾。この不当に高価(Überteuierungspreis)に取得した資産の実際価額への評価減 *Überteuierungsabschreibung* は、その後、プロイセンおよびザクセンの上級行政裁判所によって一般的にすべての場合に(営業譲受に限らず)承認された。(ただし、1917年11月9日のプロイセン上級行政裁判所判決は、過年度取得資産についてはこの *Überteuierungs-*

37) Passow, *a. a. O.*, Bd. I, S. 190.

38) Rosendorff, R., *Die Bilanz als Grundlage der Besteuerung*, 1920, S. 16.

39) *Ebenda*, SS. 16, 34, 36; Buxbaum, *a. a. O.*, S. 126.

40) Rosendorff, *Steuerliche Bilanzfragen*, S. 27.

41) *Ebenda*, S. 25.

abschreibung を承認しなかった⁴²⁾。

この不当に高価な取得価額を実際価額に評価減するという *Überteuierungsabschreibung* の思考は、戦時中における物資不足等にもとづく物価高騰を「不当な」（正常でないとの意味）ものとみなして（正常な価格は、この取得原価よりも低い水準、おそらく戦前の水準にあると考えられた）、取得原価よりも「正常な実際価格」を附すべきとするものであり、取得原価以下への評価減を低価主義の適用不可能なとき（時価＝実際価額が原価を上まわるとき）にも税法上、合法化せんとする（商慣行上はもともと認められており、また商法上もみとめられていた）点で、インフレ期の評価減の先駆形態として注目すべきものである。この *Überteuierungsabschreibung* は、戦時という「異常事態」を評価のさいに考慮しないで（戦時という「異常事態」における取得原価は正当なものともみなさない）、別個に「正常な」価額を想定するという点において、次にのべる継続的一般価額 (*dauernder gemeiner Wert*) 概念にもとづくインフレ期の *Überteuierungsabschreibung* の先駆と考えられると同時に、その税法上の承認は、商法上は承認され、商慣行＝会計実務で一般化していた資産過小評価＝評価減 *Abschreibung*＝秘密積立金設定が戦時下という特殊な条件下ではあったが、ついに税務計算上も一般的に認められるまでに（たんに税務行政上の暗黙の承認にとどまらず）、税務当局の財界への譲歩がなされたものとみることができよう。

3. b. 継続的一般価額概念の形成

Überteuierungsabschreibung (過大価額評価減) は、実際価額 (これは一般価額と考えられねばならないであろう) まで評価減するという意味において、戦時中にそれが税法上承認されたときにおいてすでに、一般価額概念そのものに、従来の売却価額からの乖離が存在していたとみるべきであるが、この思考は、インフレ期において、継続的一般価額 (*dauernder gemeiner Wert*) という概念をもたらし、ここに明確に一般価額概念は変様をきたしたのである。一般価額概念が、貨幣価値下落の下で変化したことは周知のこと⁴³⁾といわれる。

42) Schmalenbach, a. a. O., S. 31.

一般価額は、1919年のライヒ租税基本法第138条において、「資産の性質と価格に影響を及ぼすすべての事情を考慮した、通常取引において譲渡によって得らるべき価格であり、そのさい、異常な事情および個人的事情は考慮されない」と規定され（プロイセン上級行政裁判所の1897年11月9日の判決も同様であり、それは本質的には、プロイセン上級行政裁判所の従来立場と一致している⁴³⁾）、それ自体は抽象的に規定されているが、従来、一般に、事業継続を前提とした時価（売却価額）と解釈されてきた。しかし、継続性という性格よりも、売却価額（一定の日の価額）たることが強調されたのであり、従来法制では、継続的価額（dauernder Wert）はみとめられなかった⁴⁵⁾のである。また、それを、再調達時価あるいは取得原価とする判例もある⁴⁶⁾が、一般的な解釈とはなりえなかった。

一般価額が、売価時価、再調達時価、取得原価のいずれと解釈されても、企業の欲するところの、インフレへの対処としての評価減 *Übersteuerungsabschreibung* はおこないえないので、前述の租税基本法では抽象的に規定されているにすぎず、確たる評価概念がないことを利用して、従来解釈とは異なった継続的一般価額なる概念が形成され、ここに一般価額概念が変様をうけることとなった⁴⁷⁾。継続価値概念は、貨幣価値落下の進行につれ、〔従来の評価〕理論がすべて、それをとることをためらったにもかかわらず、実務へは貫徹していた⁴⁸⁾。

継続的一般価額あるいは継続的価額（dauernde Wert）の概念は、価格変動のいちじるしい時期に評価を実際におこなうに際して、事態の展開を考慮した基準（Richtlinien）を確立する必要から生じた⁴⁹⁾といわれる。同時に、この概念には、当時のドイツにおける貨幣価値低落と高価格水準がたんに経過的なもので

43) *Ebenda*, S. 30.

44) *Lion, a. a. O.*, S. 127.

45) *Mrozek, A., hrsg., Handbuch des Steuerrechts*, 1921, S. 36 (Haußmann (I), S. 24.)

46) *Strutz, a. a. O.*, S. 58.

47) *Schmalenbach, a. a. O.*, S. 30.

48) *Evers, a. a. O.*, S. 672.

あり、貨幣価値はおそらく現在の（当時の）状態と相当はなれた水準で安定するであろうという思考が基盤にあった⁵⁰⁾。一般価額（継続的価額の意味での）は、再び金本位制に復帰したときに附されるであろう価額⁵¹⁾と考えられた。このようにして生じた継続的価額概念は、従来の一般価額概念——継続性要素、将来的要素とほとんど関係がないようにおもわれる——とは異質なものであり⁵²⁾、前者が後者（伝統的一般価額概念）を侵害する⁵³⁾こととなった。しかも、前述の租税基本法第138条の解釈としての、「一般価額は、一定の観点から将来の経済発展の考慮を必然的にするような将来的要素によって影響される。……価格に影響を与えるもののうちきわめて本質的なものは、現在の情勢では、……資産がその使用可能性および収益性を考慮した場合どれだけの価額を有するかについての将来の経済動向に対する取得者の判断である……さらに、そのさい長期間にわたってふさわしい価額が基礎とされる」⁵⁴⁾との見解にみられるように、客観的売却価額としての一般価額概念はまったく放棄せられ、きわめて主観的な「継続的価額」概念がそれにとってかわったのである。そして、「いわゆる一般価額は、資産取得者が営利目的にしたがってはじめからその価格として『継続的価額』を附す傾向があるという意味において、継続的価額と一致するであろう」⁵⁵⁾とまでいわれるにいたった。

継続的一般価額とは、長期的観点から、将来の経済情勢（価格・貨幣価値変動）を考慮した、継続的かつ正常な状態の下で（ことに貨幣価値安定後に）附される価額と、一般的に定義づけられた⁵⁶⁾。そして、それは、貨幣価値低落が持続する限り、現在の価格以下であると理解されていた。

49), 50) Haußmann [1], S. 25.

51) Wassermann, R., Die Berücksichtigung der Geldentwertung in der ESt-Novelle vom 24. März 1921 und die Reform der bilanzrechtlichen Vorschriften des HGB, in: Zeiler-Wassermann-Mayer, *Die Geldentwertung als Kredit-, Kalkulations- und Besteuerungsproblem*, 1921, S. 31.

52) Haußmann [1], S. 26.

53) *Ebenda*, S. 32.

54) *Ebenda*, SS. 32-33.

55) *Ebenda*, S. 33.

56) *Ebenda*, S. 17; Kuhn, K., *Das Einkommensteuergesetz*, 2. Aufl., 1922, S. 291 (Haußmann, *ebenda*); Evers, a. a. O., S. 297, usw.

3. c. 継続的一般価額の法的承認

次に、この一般価額概念の変化、継続的（一般）価額概念が税法制度上、登場した過程を考察する。

前述の1919年の租税基本法第138条における「異常事態の非考慮」の思考にすでに、一般価額概念の変化、継続的（一般）価額概念の萌芽がみられるが、インフレーションに対する税務会計上の評価の問題として、継続的価額概念が登場するのは、1920年3月15日の財産増加税法施行命令にもとづく価額算定に関する規定が最初といわれる⁵⁷⁾。これによれば、財産増加税の課税のさい、継続的在庫（固定資産を主として意味する）は、それ自身およびその代替取得分について、時価でなく平時価格で評価さるべきものとされた。（一般原則は、時価によって評価される。）また、1920年9月4日のライヒ非常財産税（Reichsnotopfer）にもとづく価額算定原則によれば、異常な事態は考慮されない（租税基本法第138条と同様）のであり、貨幣価値変動のいちじるしい時期における決算日の一般価額には、資産が継続的資産として有する価額のみが考慮されうるものとされ、翌期に売却されることが予定されている資産以外は、決算日の時価は評価は評価の基準となしえないとされた。

所得税法上は、1920年法では、まだ継続的価額概念はとりいれられず、一般価額は時価と解されたが、1921年の一部修正法の法案審議の過程で、野党より、継続的価額概念の導入が提案され、政府与党は条文上は、これを拒否したが、事実上は、この概念をとりいれることとなった。

1921年3月24日のライヒ所得税法改正（1920年3月24日のライヒ所得税法に対する修正）にさいして、野党より、収入総額から許容されるべき控除額を列挙する所得税法第13条に次の文言を追加すべきとの修正動機が提出された。「同条第bb目、第1b項にいう農林業・商業・鉱業に資する資産の代替取得のさいの超過コスト（継続的一般価額を超過する額）支弁のための準備金……」（この修正草案は、継続的一般価額の実事上の承認として第33a条の、代替取得準備金の承認として第

57) Haubmann [1], S. 16; Haubmann [2], S. 20.

59 a 条の成立をもたらした。)

この動議の理由書は次のようにのべている。「法〔案〕第13条第1項第bb目……に導入される継続的一般価額の概念は、決算日の予想売却価額でなく、長期的に、通貨価値変動を無視して、継続的かつ正常な状態の下で資産に附すべき価額と理解される。……継続的一般価額とは、異常事態を考慮しないと明瞭に規定しているライヒ租税基本法第138条のいう意味での一般価額にほかならない。「継続的一般価額」の語を創出することによってライヒ租税基本法から背離しないためには、この価額の確定には、継続の事情のみを考慮すべきであるというべきである——この場合、近い将来にふたたび戦前の金マルク価値への復帰があると想定する必要はない。」と。

これに対し、この動議の審議過程において政府は次のようにのべている。「『継続的一般価額』の語を創出して新概念を現行税法の理解困難な価値論へ導入することは問題である、新しい概念はことばの中にあるだけで実際にはない。政府与党提案の草案理由書が明瞭に強調しているように、いわゆる継続的一般価額とは、原則として、ライヒ租税基本法の意味での一般価額にほかならない。政府がこの概念の内容をどのように解するかは、政府はすでに国会の委員会審議における租税基本法第137条以下の説明にさいして、また、ライヒ非常財産税における価額算定原則において〔上述——引用者〕明瞭かつ疑義のないように言明した。〔すなわち〕政府もまた、一般価額を、課税対象資産が決算日にも継続的資本として有する価額と解することを基本とする。」と⁵⁸⁾。

結局、継続的一般価額概念は、1921年の所得税法改正において条文上、明示されず、よって採用されなかったかみえるが、政府与党は、上記の国会答弁にみられるように、事実上、それを承認した。(ひきつづいておこなわれた所得税法第59 a 条〔続稿参照〕の要綱〔Richtlinien〕に関する審議では、継続的一般価額概念は、すでに確立したものとされ、その金額決定のみが論議された⁵⁹⁾。)このような継続的一般価額概念思考の税法への導入は、上述のように、その概念の条文規定で

58) Haußmann [1], SS. 18-19; Evers, a. a. O., SS. 296-97.

59) Haußmann, S. 20.

の明示にはいたらなかったが、「一般価額への評価減」を条文上に規定せしめることになり、一般資産評価原則の規定が変更されるにいたった。

かくして、政府草案にはなかったところの第33a条が、1921年の所得税法一部修正法に導入されることとなったが、これは、1920年所得税法第32条第2項の規定によってかわるところの一般評価原則であって、第32条第2項が、一般価額（時価と解釈される——1920年の所得税法審議では、貨幣価値低落の影響は考慮されなかった）を基準として、それより低い取得価格・製作価格によるその代替が許容されたのとは逆に、原則的には、取得価格・製作価格が評価の基準となり、一般価額が前者より低いとき、このより低い一般価額を附しうるものとされ、低価主義が1920年法よりも一層明白に規定された。インフレーションの進行過程では、原価より時価が高いのは、通例ゆえ、低価主義の許容は、わざわざ条文を改正するほどの意味をもたないかにみえるが、この条文の審議過程より明きらかなように、このさいの一般価額概念は、時価でなく継続的一般価額であり、ここに、税法判例ではなく所得税法の条文上はじめて、資産の（継続的）一般価額までの評価減が、したがって合法的に秘密積立金設定が、承認されたのである。なお、左翼政党が、企業を税法上、過度に優遇するものとして、このような継続的一般価額概念の導入に反対したのは当然であり、国会の本会議での審議において、社会民主党と共産党は、第33a条を鋭く攻撃し、この規定の評価に代えて、時価を意味する一般価額による評価を主張したが⁶⁰⁾、このことはまた、成立した条文における一般価額概念は、同じ一般価額の語は使用しても、従来の解釈による時価概念を放棄していることを端的に示すものでもあった。

1923年3月20日の税法における貨幣価値下落に対する対応規定（いわゆる Geldentwertungsgesetz）による所得税法一部修正により、第33a条は、原価主義の評価原則を変更しないが、低価主義については、1921年修正法の任意規定をあらためて強行規定とした。すなわち、原価が一般価額を上まわる場合には、

60) Evers, *a. a. O.*, S. 673.

一般価額を附すべきこととなったが、この一般価額は、継続的一般価額であるゆえ、秘密積立金の設定が強制されたことになったのである。

この第33 a 条は、資産評価一般原則ゆえ、すべての事業資産に適用しうるのであったが、もっぱら適用の対象として論議されたのは固定資産であって、棚卸資産、現金、債権にはこの原則の適用は、企業、税務当局ともにあまり乗り気でなかったようである⁶¹⁾。(棚卸資産については、設定された秘密積立金が翌期には庫出により自動的に取崩されることが、企業にとって不満とされたようで、これについては、続稿でのべることく恒常在高法の承認が求められていた。)

3. d. 継続的一般価額の金額決定

この継続的一般価額の金額確定は、将来の事情を予測するだけに非常に困難で、また主観的・恣意的におこなわれやすいが、このことは論者たちもみとめるところであり⁶²⁾、この意味(将来の事情の考慮)での一般価額の算定は不可能とまでいいきる論者⁶³⁾もあった。よって、継続的一般価額を具体的に算定するための「基準」は、その概念にしたがって将来価格を見積ることになく、過去(および現在の)の価格との関連においてもとめられた⁶⁴⁾。そのさい、その主観的・恣意的性格から、さまざまな提案がなされたことは理解しやすい。

1921年所得税法一部修正法の審議のさい、産業界から、継続的一般価額を平時価格(戦前価格)の2.5倍と想定すべきと主張された。その根拠としては、機械の世界市場価格(1921年5月)が平時の1.25倍であり、また当時の1紙幣マルクを0.5金マルクと想定しうるとの見解によるものである⁶⁵⁾。一方、ドイツ大蔵省の見解では、当時(1921年)の一般価額を平時価格の8倍、当時の平均的取得価格を平時価格の10倍と想定した⁶⁶⁾。また、同じ大蔵省が1922年の所得税算書においては、1921年および1922年事業年度末の一般価額として、それぞれ

61) Schmalenbach, *a. a. O.*, S. 30.

62) Haußmann [1], S. 37; Haußmann [2], S. 33; Buxbaum, *a. a. O.*, S. 115; Evers, SS. 302, 673.

63) Strutz, *a. a. O.*, S. 63.

64) Evers, *a. a. O.*, S. 673.

65) Haußmann [1], SS. 20-21.

66) Evers, *ebenda*.

の日の市価の1割減を許容した⁶⁷⁾が、これらはいずれも、企業側によって継続的一般価額と目された金額よりはるかに高く、十分な評価減をみとめるものではなかった。この場合はむしろ、継続的一般価額でなく、従米の時価概念による一般価額に近いものが想定されていたといえる。

企業側は、継続的一般価額として時価よりもできるだけ低い金額を要求したのであって、ドイツ産業連盟は、1923年4月11日の回状で、統一的な戦前価格を基準として、継続的一般価額を、土地についてはその3倍、建物については3~5倍、機械装置については12~18倍とみなした⁶⁸⁾。(1923年2~4月の卸売物価は戦前の約5000倍であった。)

なお、前述の所得税法第33a条では、(継続的)一般価額の算定基準を示さなかったが、固定資産については、1921年7月25日の所得税法第59a条に対する施行規則第8条により、「当分の間」、取得原価の60%とされた。ここにおいて、固定資産については、取得原価の4割の評価減がはっきりとみとめられたのである。棚卸資産については、1923年の所得税法一部修正法によって第33a条に、第3項が新設され、そこにおいて、1922年度の査定にさいして、その在 high の $\frac{2}{3}$ は前事業年度末に附しえた価額、 $\frac{1}{3}$ は当事業年度末の時価の40%を附することとされ、明文上、大幅な評価減が許容された。

このようにして、インフレの進行中においてさえも、資産の評価減を「合理化」し、合法化せしめたところの継続的一般価額という概念は、インフレ収束後は、一応、意義を失った⁶⁹⁾といわれるが、そこにみられる継続性、主観性、あいまい性は、一般価額概念にとってかわり、1925年以後現在にいたるまでドイツ所得税法の低価主義概念を規定している部分価額概念⁷⁰⁾にも継承されているとみることができよう。

(1970.6.18)

67), 68) Evers, *ebenda*.

69) Blümich, W., -Schachian, H., *Das Einkommensteuergesetz vom 10. August 1925*, 1925, S. 264.

70) 拙稿, ドイツ所得税法における評価原則の変遷, 「オイコノミカ」第6巻第2号, 昭和44年9月, 81-84頁。